平成２４年（フ）第１１６０７号
東京都調布市染地３丁目１―92　多摩川住宅ト11―402
債務者　八尋　冬馬
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６１３号
東京都大田区大森中３丁目９―８―206
債務者　大海原　翼
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６１４号
東京都足立区梅田１丁目５―18―101
債務者　今野　照子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６１６号
東京都練馬区田柄４丁目32―31　ＨＯＮＯＲ幸72号
債務者　樋ヶ　隆行
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６１７号
東京都江戸川区東葛西７丁目８―８―511
債務者　志村　敬子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６２０号
東京都渋谷区恵比寿４丁目５―23―601
債務者　上村　奈央
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６２１号
東京都小金井市本町２丁目15―11―303
債務者　宮園ジョイレイエスこと　レイエス　ジョイ　ラモス
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６２６号
東京都練馬区南大泉２丁目12―５―101
債務者　佐久間泰子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６２７号
東京都大田区田園調布本町24―５　ツインハウスＡ棟
債務者　名久井辰夫
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６２９号
東京都中野区上鷺宮２丁目21―17　ディアコートＫＨ１―102
債務者　菅　　淑子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６４１号
東京都小平市花小金井１丁目19―９―102
債務者　榎本　絢太
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６４５号
東京都北区西が丘３丁目１―２―208
債務者　野口　洋子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６４６号
東京都葛飾区南水元１丁目30―６―504
債務者　鍋田由美子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６４９号
千葉県松戸市常盤平４―15―Ｅ―56―103、住民票上の住所千葉県成田市吾妻２丁目２―２棟201
債務者　玉浦香瑞美
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６５２号
東京都練馬区春日町５丁目29―２―701
債務者　吉河　悟史
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部